

加盟団体に関する登録規定

令和8年4月26日

連盟規約第7条2.により、会員連盟への加盟に関する登録規定を次のとおり定める。

第1条（加盟の資格）

- 1 吹奏楽及び管・打楽器による音楽活動をすすめている団体であること。
- 2 年間を通して定期的に、練習または演奏活動を行っている団体であること。
- 3 演奏行為に対して団員に報酬を支払うことのない、アマチュアの団体であること。
- 4 音楽大学、音楽専攻の学部、音楽の専門高校、音楽専門学校の団体の加盟は認めない。

第2条（部 門）

- 1 部門は、小学生（注1）、中学生（注2）、高等学校、大学、職場、一般とする。
- 2 学校教育法に基づく小学校、中学校、高等学校、大学及びこれに準ずる団体は、前項のそれぞれの部門に所属するものとする。
- 3 大学部門は、単一の大学名で加盟し、学部ごとに登録することはできない。
- 4 職場部門は、同一経営の会社、工場、事務所、官庁（それぞれグループ企業等を含む。以下「勤務先」という）などで、勤務先もしくは組合（以下「勤務先等」という）の認可を得て設立されている団体とする。
- 5 一般部門は、上記2～4に該当しない団体が加盟できる。また、各種学校、専修学校、職業訓練校などの団体は、一般部門に所属するものとする。
- 6 任意の個人または団体が組織し、小学生・中学生で構成された団体は、その構成員が属する部門（注3）に所属する。

注1：「小学生部門」とは、学校教育法で定める小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部に在籍する児童が参加する部門を指す。

注2：「中学生部門」とは、学校教育法で定める中学校、義務教育学校後期課程、特別支援学校の中学部に在籍する生徒が参加する部門を指す。

注3：小学生のみで大会に出場する場合は小学生部門への加盟登録が必要。中学生のみ、または小学生及び中学生で、中学生の部に出場する場合は中学生部門への加盟登録が必要。

第3条（団体の構成員）

- 1 加盟団体の構成員は次のとおりとする。なお、年齢は問わない。
 - (1) 小学生部門 同一小学校に在籍、または任意の個人もしくは団体が組織し、小学生で構成された団体に在籍している小学校児童とする。
 - (2) 中学生部門 同一中学校に在籍、または任意の個人もしくは団体が組織し、中学生で構成された団体に在籍している中学校生徒とする。（活動を共にする小学校児童は認める。）
 - (3) 高等学校部門 同一高等学校に在籍している生徒とする。（同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒は認める。）
 - (4) 大学部門 同一の大学に在籍している学生とする。
 - (5) 職場部門 当該勤務先等の承認を得ている者とする。ただし、職業演奏家は認めない。
 - (6) 一般部門 自由とする。ただし、職業演奏家は認めない。

- 2 同一人が複数の団体の団員となることは認める。ただし、本連盟が主催する各事業への参加については、実施規定の定めるところによる。

第4条（附 則）

本登録規定は、原則として全日本吹奏楽連盟の登録規定に準拠する。

また、本規定は、必要に応じ理事会の議決により改正することができる。

1. 本規定は、令和8年4月26日より施行する。